

利根川水系鬼怒川篠山水門操作要領

目 次

第一章	総則	(第1条、第2条)
第二章	水門の操作の方法等	(第3条～第6条)
第三章	洪水警戒体制	(第7条～第9条)
第四章	雑則	(第10条～第13条)
附 則		

第一章 総則

(趣旨)

第1条 茨城県結城郡石下町大字篠地先利根川水系鬼怒川篠山水門(以下「水門」という。)の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門の操作は、鬼怒川の洪水の将門川への逆流を防止することを目的とする。

第二章 水門等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 下館工事事務所長(以下「所長」という。)は、水門の川表側の量水標において測定した鬼怒川の水位(Y. P. 13. 45メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。)が2. 30メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより水門を操作するものとする。

- 一 鬼怒川から将門川への逆流が始まるまでの間においては、水門のゲートを全開しておくこと。
- 二 鬼怒川から将門川への逆流が始まったときは、水門のゲートを全閉すること。
- 三 前号により水門のゲートを全開している場合において、水門の川裏側の量水標において測定した将門川の水位が川表水位より高くなったときは、これを全閉すること。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、川表水位が2. 30メートル未満であるときは、水門のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要と認められる限度において、前2条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始並びに終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 前条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第7条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 茨城県結城郡千代川村鎌庭地先の鎌庭水位観測所において測定した鬼怒川の水位（Y. P. 17. 414メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「鬼怒川水位」という。）が1.20メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 二 その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋管等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 水門及び水門を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 水門の管理上必要な気象及び水象の観測並びに関係機関との連絡及び情報の収集を密にすること。
- 四 その他水門の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第四章 雑則

(点検及び整備)

第10条 所長は、水門及び水門を操作するため必要な機械、器具等については、毎月1回以上、河川管理施設等点検実施要領（案）（平成元年3月31日付け建関河管第32号及び建関機第35号）により点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第11条 所長は、鬼怒川水位その他水門を操作するため必要な事項を毎正時に観測するものとする。

(記録)

第12条 所長は、第6条に掲げるもののほか、水門の管理に関する事項について、記録し、これを保存するものとする。

(所長への委任)

第13条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

この操作要領は平成9年10月21日から施行する。